（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十三年十二月八日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百六十二號
明治廿三年十二月八日　月曜日
舊曆庚寅十月廿七日（癸亥）

日出午前六時三十九分
入午後四時十三分
月出午後二時五十六分
月入午後一時十四分
朔午前二時十八分
（西暦一千八百九十年）

時事新報の社說
國會の前途

國會目出度開設したれども其前途の安否如何は世人の共に關心する所にして亦に外國人の知きは此一事の首尾不首尾を以て我國の輕重を卜せんとする者さへある、此時に當り時事新報は國會の前途を遡し我國會は明治二十三年に開くと雖も其素因は遠く數百年前幕に德川政府治世の時に胚胎し維新の初に萌青して今日に成長したるものにて前途の盛運疑なりとの次第を層疑に照らし事實に徴し丁寧反覆論說して數日間の耳說と爲し來る十日より紙上に掲載して國者の高評を乞ふ可し

時事新報　帝國議會開院の日

時事新報定價
時事へ新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇廣告料表格記ヲ見ル時ニ郵送ニ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行	二付	十二錢	十一錢
		六日迄	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を遅延へ居り候事にて發方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度候
代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の儀に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價郵送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左御諒承被下度候
月曜日丼に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

改正度量衡法論案

我國現行の度量衡は往々紊亂して正確あらざるが故に之を改正せざるべからざる次第は毎度我輩の論述したる所あるが農商務省最近の調査に據れば各府縣の度量衡、おの〳〵多少の相違あるとあれ其不完全は何れも同樣なる中に甚だしきものを擧ぐれば東京製の手量は一升に付き多きみと二勺、富山製のものは少なきみと二勺にして兩者の間に四勺の差違あり尺度の不完全は奈良を最とし曲尺一尺の全長にて二厘同目盛にて三厘の差を示し又權衡は神奈川、宮城、奈良の製最も甚だしく神奈川は鍵秤一貫六百匁掛、目量十匁なるに實際に使用して三百匁を輕重す可し宮城の鍵秤は一貫三百匁掛、目量十匁にして二百匁の差を生じ奈良の千木秤は八貫匁掛、目盛五十匁あるに六百匁を欺く可し斯の如き始末なれば奸商は此不正藥を奇貨として不義の利を貪るもの多く正直なる眞民は常に損害を被る中にも量少くして價高き生糸の賣買などには其害最も多しと云ふ度量衡の不正藥あるみと已に斯の如くなる以上は寸尺丈量に依るの商品は多少此餘を受けざるものなく日本國中日々幾千萬に上るべき商賣授受の間に起るべき損害の高は少小のものにあらざるを知るべし、而して此不正、損害の因て來る源は素より一にして足らずと雖も現行度量衡取締規則の不完全あるもの亦與りて大に力あるが故に同規則の改正は人民の損得に關する緊急の一事件なりと云ふべし、聞く所に據れば農商務省に於ては先年來その改正を企て議案既に脫稿したるに付き之を議會の議に附するみとゝなり貴族院に於ては一昨日より其帝議に取掛りたり（議案の全文は載せて十二月四日の本紙にあり）我輩今その議案を熟讀するに全案二十餘箇條中會て我輩の世に質したる素論の旨と一致せざるものなきにあらざれども大體に於ては異論なく立案者の注意深き之を賛成するの外なし試に今その一條を書規則に比較して同案の意を得たる重もなる條條を左に略評すべし

第一基本の確定　現行度量衡取締條例は明治八年太政官布告第百三十五號を以て發布し書幕府の桝座、秤座の制、廢れて殆んど紊亂を極はめたる際に一と通りの取締法を立たるものなるが故に萬端不注意勝にて其丈、合、貫、斤、匁等は只其命位の異なる事實を表別するの名稱に過ぎずして何れが度量衡計數標識の基源なるべきや判然たらざりしに改正案は其第一條に於て尺と貫とを以て之が基本と確定したり我國度量衡計數標識の基源茲に於て始めて明かなりと云ふべし

第二原器　現今の尺度原器は明治八年規則編成の際故伊藤忠敬先生が我國幾多の尺度中最も精確の聞ありし享保尺（享保年度八代將軍吉宗公が全國度量の制を一新せんとして作りたるものなり）と又四郎尺（當時の名工又四郎なるものゝ製にして一般の工匠社會に用ひられたるもの）とを折衷して一種の尺度を作り其測量の用に供したるものに依て造りたるを曲尺の原器（現行制は曲尺と鯨尺との二原器ある筈なれども鯨尺は右曲尺の一尺二寸五分と規定したるに過ぎず）とせしが其物質は眞に眞鍮にして一種